

一般競争参加資格審査申請書提出要領

(建設工事)

令和5・6年度用

随時受付

日本下水道事業団

改版経緯

版	改版年月日	改版内容
1.0	令和4年10月3日	新規作成
2.0	令和4年10月7日	3ページ、第2 3 (2)修正
3.0	令和4年11月22日	5ページ、第3 1 (1) ①「電子納税証明書」を「納税証明書」に修正
4.0	令和5年1月16日	定期受付が終了したので、随時受付のみに修正

目 次

第1. 工事種別	1
第2. 申請の時期及び場所等	2
1. 定期の一般競争参加資格の申請(終了、略)	2
2. 随時の一般競争参加資格の申請	2
3. 申請にあたっての注意事項	2
4. 申請にあたっての必要な経営事項審査	2
第3. 提出書類等	3
1. 提出書類の内容等	3
2. 書類の記載について	8
3. 書類の留め方	8
第4. 一般競争参加資格申請ができない者	8
第5. 一般競争参加者の資格及び審査	9
1. 客観的事項(共通事項)	9
2. 主観的事項(特別事項)	9
第6. 一般競争参加資格審査結果の通知	9
第7. 一般競争参加資格の有効期間	9
第8. 一般競争参加資格審査申請書提出後の変更等	10
1. 通常の変更等の届出	10
2. 事業協同組合に係る変更の届出等	11
第9. その他	11
1. 経常建設共同企業体の内容等	11
2. 特定建設共同企業体としての競争参加者の資格	13
3. 事業協同組合について	13
4. 協業組合・企業組合について	13
5. グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者の取扱い	13
6. 持株会社経営事項審査における結果に基づく建設業者の取扱い	14
7. 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく 再生手続開始の決定を受けた者の取扱い	14
8. 合併等により新たに設立された会社等の取扱い	14
(様式等)	
様式1-1 一般競争参加資格審査申請書(建設工事)	15
様式1-2	19
様式2 営業所一覧表	22
書類番号4 建設業許可申請書等の写し	24
書類番号5 納税証明書その3等の写し	25
様式3 受付票	28
様式4 経常建設共同企業体協定書の写し	29
様式5-1 共同企業体等調書(その1)	31
様式5-2 共同企業体等調書(その2)	32
様式5-3 共同企業体等調書(その3)	33
様式5-4 共同企業体等調書(その4)	34
様式6 審査対象一覧表	36
様式7 一般競争参加資格審査申請書変更届(建設工事)	38
書類番号25 建設業変更届書の写し(第一面)	40
書類番号25 建設業変更届書の写し(第二面)	41

第 1. 工事種別

日本下水道事業団が発注する工事種別及び工事内容等は、次に掲げるとおりとします。

工事種別番号	工事種別	工事内容	建設業法の工事(許可)の種類
01	一般土木工事	土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	土木一式工事(土木工事業)
02	建築工事	建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	建築一式工事(建築工事業)
03	建築機械設備工事	建築物に付帯する機械設備(空気調和、換気、給排水、ガス、消火等)に関する工事	管工事(管工事業)
04	建築電気設備工事	建築物に付帯する電気設備(電灯・コンセント、動力、電気時計、拡声、火災報知、電話、情報、避雷、テレビ共同受信、水質測定試験機器、外灯等の構内設備等)に関する工事	電気工事(電気工事業)
05	流体機械設備工事	主ポンプ設備、放流ポンプ設備、送風機設備等に関する工事	機械器具設置工事(機械器具設置工事業)又は水道施設工事(水道施設工事業)
06	下水処理設備工事	沈砂池設備、最初沈殿池設備、反応槽設備、最終沈殿池設備、汚泥濃縮設備、薬注脱水設備、汚泥乾燥設備、汚泥コンポスト化設備等に関する工事	機械器具設置工事(機械器具設置工事業)又は水道施設工事(水道施設工事業)
07	汚泥焼却設備工事	汚泥焼却設備、熔融設備等に関する工事	機械器具設置工事(機械器具設置工事業)又は水道施設工事(水道施設工事業)
08	電気設備工事	電気工事のうち特高受変電設備、高圧受変電設備、運転操作設備、特殊電源設備、監視制御設備、情報処理設備、計装設備等に関する工事及び電気通信工事のうち遠方監視設備、情報処理設備等に関する工事	電気工事(電気工事業)又は電気通信工事(電気通信工事業)

(注) 「建設業法の工事(許可)の種類」欄は、工事種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定される別表第1の上欄[左欄]に掲げる建設工事の種類及び()は、それに対応する建設業の許可の種類です。

第2. 申請の時期及び場所等

1. 定期の一般競争参加資格の申請 (略)

2. 随時の一般競争参加資格の申請

定期の申請期間以降に申請された場合には、随時の申請の扱いとなります。下記の方法により申請を受け付けております。

なお、インターネット申請については、定期の申請に限り実施しておりますので、随時の申請に使用することは出来ません。

○ 郵送により申請する場合

令和5年1月14日(土)(消印)以降に申請する場合には、次の郵送先に送付して下さい。

東京都文京区湯島2-31-27

湯島台ビル(〒113-0034)

日本下水道事業団 経営企画部会計課 宛

- ① 郵送に当たっては、申請書類郵送の封筒の表・左下には、**朱書で「令和5・6年度資格審査申請書類(建設工事)在中」**と明記し、提出書類等を書留郵便で郵送して下さい。
- ② 持参による申請は受け付けませんので、注意して下さい。

3. 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請書類、添付書類に虚偽の記載(入力)をしたり、若しく重要な事実について記載(入力)しなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられません。また、認定後にその事実が発覚した場合には、認定を取り消すことがあります。
- (2) 一度申請した資格審査の書類については、一切修正することはできませんので郵送による申請の際には、十分に確認したうえで申請をして下さい。
- (3) 令和5・6年度定期の競争参加資格審査については、インターネット申請、郵送による申請の2つの申請方法によることとしていましたが、定期受付は令和5年1月13日(金)に終了したので、今後の申請にあたっては、随時受付として郵送で受け付けます。なお、インターネット申請と重複申請のないように注意して下さい。
万一、重複申請があった場合の審査の順位は、「インターネット申請」を優先することとします。
- (4) 資格審査結果の通知は、当事業団のホームページに「有資格者公表名簿」を掲載することにより通知に代えることとし、認定通知書の発行は致しません。

4. 申請に当たっての必要な経営事項審査

- (1) 公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合を除き、経営事項審査を受けることが義務づけられています。工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日(以下「審査基準日」という。)から1年7月の間に限られています。したがって、毎年、建設工事を直

接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

もし、経営事項審査が切れた状態で入札に参加した場合、建設業法に抵触し、指名停止措置が課せられることがありますので、注意して下さい。

(2) 建設工事の一般競争参加資格申請に必要な経営事項審査の条件

令和5・6年度における建設工事の一般競争参加資格申請に必要な経営事項審査は、次の条件を満たすものでなければなりませんので、十分ご注意下さい。

① 定期受付の場合 (略)

② 随時受付の場合

随時受付の場合には、経営事項審査は、一般競争参加資格審査の申請をする日の直前に受けたものであり、申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければならないこととしています。(定期受付同様、該当する期限内に通知された経営事項審査の総合評定通知書が複数ある場合には、そのうち最新のものでなければなりません。) 経営事項審査の総合評定値の通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況についての条件は、定期受付の時と同様です。

第3. 提出書類等

1. 提出書類の内容等

(1) インターネットによる申請に必要な提出データ等 (略)

(2) 資格審査申請書(申請用データ)作成の手引きについて (略)

(3) 郵送による申請に必要な提出書類等

郵送により申請する場合における提出書類は、次表のとおりです。詳細について各提出書類の記載要領等に従い作成し、各1部提出して下さい。

書類番号	提出書類等	区分
1	一般競争参加資格審査申請書(建設工事)	様式1-1 様式1-2
2	総合評定値通知書の写し (注)「第2・4(2)建設工事の一般競争参加資格に必要な経営事項審査の条件」及び第3・1(3)①を参照のうえ、申請日の直近の総合評定値通知書の写しを添付してください。	—
3	営業所一覧表	様式2
4	建設業許可申請書の写し(別紙を含む。) *受付印有りのもの	添付書類
5	納税証明書その3等の写し	添付書類

6	受付票	様式3
7	受付票返信用封筒（切手を貼付）	封筒
8	委任状（正）（代理人による申請の場合）	任意様式

① 書類番号2 総合評定値通知書の写し

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定通知書の写し。雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外+」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれの当該事実を証する書類を併せて提出してください。

② 書類番号4 建設業許可申請書の写し（別紙を含む。）

建設業許可を受けるときに申請した建設業の許可申請書の写し（別紙を含む。）（許可あるいは許可の更新後に新たな許可を受けているとき、または許可あるいは許可の更新後に建設業法第11条の規定による変更届出書を提出しているときは、申請あるいは届出した全部の建設業許可申請書等及び変更届出書の写し）を提出して下さい。なお、建設業許可申請書等及び変更届出書の写しは受付印のあるものを提出して下さい。

③ 書類番号5 納税証明書その3等の写し

(A) 添付書類として納税証明書その3等の写しのいずれか一枚を提出して下さい。

(B) 提出する納税証明書の区分

(ア) 国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）

個人の場合 … 申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書

法人の場合 … 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書

(イ) 国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2）

個人の場合の申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書

(ウ) 国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）

法人の場合の法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書

※ できる限り(イ)又は(ウ)の証明書を提出して下さい。

※ (ア)の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができませんので注意して下さい。

※ ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

(C) 納税証明書その3等は税務署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のものを提出して下さい。

※ 納税証明書は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)からオンラインによる交付請求を行うことができます。

④ 書類番号7 受付票返信用封筒（切手を貼付）

郵送により申請を行う申請者で、書類番号6 受付票（様式3）の返送を希望する場合には当該書類の入る定型サイズの封筒に申請者の住所等の必要事項を記載した「受付票返信用封筒（切手を貼付）」を提出して下さい。

なお、封筒の提出がない場合には、書類番号6 受付票（様式3）を必要としないものとして処理を行います。

⑤ 書類番号8 委任状（正）（代理人による申請の場合）

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたものの正本を提出して下さい。

【委任状の条件】

- ① 委任状の日付が申請日から3ヶ月以内のもの。
- ② 委任の範囲が具体的に記載してあること。
- ③ 受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- ④ 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること。
- ⑤ **委任状への押印は、委任者、受任者とも不要です。**

⑥ その他

申請の代行も可能です。この場合には、申請書様式1-1 18 に記入せず、様式1-1の余白に代行した者の所属・氏名、連絡先を記入して下さい。（申請代理人欄への記名押印、委任状の提出はいずれも不要です。）

(委任状の例) ※令和3年4月1日より押印を不要としています。

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">委 任 状</p>	
<p>受 任 者 住 所 登録番号 氏 名</p>	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="margin: 0;">押印は不 要です</p> </div>
<p>私は上記の者を代理人と定め、日本下水道事業団の一般競争参加資格審査の申請について次の権限を委任します。</p>	
<p>委任事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 申請書類の作成 1. 申請代理 1. 記載事項の訂正 	
<p>令和 年 月 日</p>	
<p>委 任 者 住 所 商号又は名称 代表者氏名</p>	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="margin: 0;">押印は不 要です</p> </div>

(4) 経常建設共同企業体として申請される場合の提出書類

経常建設共同企業体として申請される場合には、「第9. 1 経常建設共同企業体の内容等」を参照のうえ、第3、1 (3) 書類番号1～8の書類に追加して次の書類等を提出して下さい。

書類番号	提出書類等 (第3.1(3)書類番号1～8の書類に追加して提出する書類等)	区 分
9	経常建設共同企業体協定書の写し	様式4
10	共同企業体等調書(その1)及び 共同企業体等調書(その3)	様式5-1 様式5-3
11	構成員のうち一般競争参加資格の申請をしていない者があるときには、当該構成員に係る書類番号2から5に掲げる書類	書類番号2 ～ 書類番号5

(5) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合の提出書類

事業協同組合の特例扱いを希望して申請される場合には、「第9. 3 事業協同組合について」を参照のうえ、第3、1 (3) 書類番号1～8の書類に追加して次の書類等を提出して下さい。

書類 番号	提出書類等 (第3.1(3)書類番号1～8の書類に追加して提出する書類等)	区分
12	共同企業体等調書(その1)、(その2)、(その3)及び(その4)	様式5-1 ～ 様式5-4
13	審査対象者の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類	任意様式
14	役員名簿	任意様式
15	組合員名簿	任意様式
16	各審査対象者に係る完成工事高表、総合評定値通知書等の写し及び納税証明書その3等の写し	様式1-2 書類番号2 書類番号5
17	審査対象一覧表	様式6
18	審査対象者のうち一般競争参加資格の申請をしていない者がいるときには、当該構成員に係る書類番号2から5までの書類	書類番号2 ～ 書類番号5

書類番号17 審査対象一覧表

2以上の工事種別について総合点数の算定の特例扱いを希望する場合で、すべての希望工事種別(当該申請に係る一般競争に参加を希望する工事種別をいう。以下、同じ。)の審査対象者が同じでない場合に提出して下さい。

(6) 協業組合・企業組合として申請される場合の提出書類

協業組合・企業組合として申請される方は、「第9.4 協業組合・企業組合について」を参照のうえ、次の①又は②に該当する場合には第3.1(3)書類番号1～8の書類(書類番号5納税税証明書その3等の写しについては、各組合員)に追加して各々の書類を提出して下さい。

- ① 申請者がその設立から主観的事項の審査基準日(令和4年10月1日)の前日までの期間が24箇月以上であって、前回の主観的事項の審査基準日(令和2年10月1日)以降に新たに組合員の加入があった場合

書類 番号	提出書類等 (第3.1(3)書類番号1～8の書類に追加して提出する書類等)	区分
19	当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類	任意様式

- ② 申請者がその設立から主観的事項の審査基準日(令和4年10月1日)の前日までの期間が24箇月に満たない場合

書類 番号	提出書類等 (第3.1(3)書類番号1～8の書類に追加して提出する書類等)	区分
20	各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類	任意様式

2. 書類の記載について

- (1) 各提出書類の記載要領及び記載上の注意点に従って作成して下さい。
- (2) 申請書等の作成に用いる言語等
 - ① 提出する書類等については、日本語で作成して下さい。
 - ② 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国通貨換算率により換算して得た邦貨額を記載して下さい。

3. 書類の留め方

書類番号順に揃えて、全体をひとまとめにクリップ留めして下さい。
（*ホッチキスは使用しないで下さい。）

なお、ファイルにとじ込む必要はありません。
また、添付書類はA4サイズにしてください。（拡大・縮小コピーや書類折り込みを含む。）

第4. 一般競争参加資格申請ができない者

次の欠格要件に該当する者は、一般競争参加資格審査申請書を提出することができません。

《欠格要件》

1. 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
2. 経営状態が著しく不健全であると認められる者
3. 一般競争参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
4. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（定期の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日が令和3年6月16日以降のもの、随時の申請にあっては告示第1第1号の2に規定する審査基準日が、一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
5. 共同企業体で、その構成員に前各号に該当する者を含むもの。
6. 次の(1)から(6)までのいずれかに該当すると認められる、日本下水道事業団が一般競争に参加させないこととされている者
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 発注者が行う検査又は監督を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 前(1)から(5)により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第5. 一般競争参加者の資格及び審査

定期の申請及び随時の申請がされると、第4. 競争に参加することができない者（申請者が経常建設共同企業体であるときは、第9. 1（1）の要件を満たさない者を含む。以下第5. において同じ。）以外の者については、1に掲げる客観的事項の項目及び2に掲げる主観的事項の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（当該申請に係る一般競争に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争参加資格があると認定します。

1. 客観的事項（共通事項）

- (1) 一般競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第1第1号の1に規定する当期営業年度開始日の直前2年又は直前3年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
- (2) 告示第1第1号の2に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第1第3号の1（一）から（六）までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、1人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとする。）
- (3) 告示第1第3号の2に規定する当期営業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高。
- (4) 告示第1第1号の2及び3、第2号並びに第4号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

2. 主観的事項（特別事項）

令和4年10月1日の前日までの4年間における希望工事種別ごとの工事成績とする。

算式

技術評価点数＝A×合計点数

A: 今回の申請者の経営事項評価点数の最高点／今回の申請者の合計点数(素点)の最高点

合計点数: $\sum \{ \text{工事ごとの(工事成績評定点-65点)} \times \sqrt{\text{工事請負金額} \div 100 \text{万円}} \}$

なお、令和5・6年度の定期受付より、一般土木工事及び建築工事の工事種別において、「今回の申請者の合計点数(素点)の最高点」は、共通の数値を用いることとする。

第6. 一般競争参加資格審査結果の通知

一般競争参加資格審査結果の通知は、当事業団のホームページに「有資格者公表用名簿」を掲載することにより代えることとし、認定通知書の発行は致しません。

第7. 一般競争参加資格の有効期間

一般競争参加資格認定の日から令和7年3月31日までとします。

第8. 一般競争参加資格審査申請書提出後の変更等

1. 通常の変更等の届出

一般競争参加資格審査申請書提出後に次の場合に該当するときは、速やかに次表の提出書類等を日本下水道事業団経営企画部会計課まで郵送にて提出して下さい。

(1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された者が次に該当した場合

- ① 死亡したとき
- ② 法人が合併により消滅したとき
- ③ 法人が破産により解散したとき
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
- ⑤ 廃業したとき
- ⑥ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき
- ⑦ 建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき

(2) 有資格者が次の事項を変更した場合

- ① 本社(本店)住所
- ② 商号又は名称
- ③ 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
- ④ 電話番号（FAX番号を含む。）
- ⑤ 営業所の名称、所在地及び電話番号（FAX番号を含む。）並びに営業所の新設又は廃止

変 更 事 項	書 類 番 号	
① 本社(本店)住所	21・22	
② 商号又は名称	21・22	
③ 代表者の氏名	法人である場合	21・22
	個人である場合	21・23
④ 電話番号（FAX番号を含む。）	21	
⑤ 営業所の名称、所在地及び電話番号	21・24	

書類 番号	提 出 書 類 等	区 分
21	一般競争参加資格審査申請書変更届（建設工事）	様式7
22	「登記事項証明書の写し」	—
23	「住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し」	—
24	建設業変更届出書の写し（第1面及び第2面） ※ 受付印もしくは、通知書の写し	添付書類

※ 第3. 1(3) ②と同じ

2. 事業協同組合に係る変更の届出等

(1) 変更の届出

1の通常の変更等の届出事由が生じたときのほか、事業協同組合の特例扱いを希望する場合で、次に該当するときは、速やかに変更の届出をして下さい。この場合、届出が官公需適格組合証明の更新を受けた旨であるときには、更新された官公需適格組合証明書の写しを併せて提出して下さい。

なお、官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に官公需適格組合証明の更新を受けた旨の届出がない場合には、官公需適格組合証明を受けていないものとして取り扱いますので、届出を忘れないように注意して下さい。

- ① 審査対象者が審査対象者の要件に該当しなくなったとき。
- ② 審査対象者の住所、電話番号、商号または名称及び代表者氏名に変更があったとき。
- ③ 官公需適格組合証明が取り消されたとき。
- ④ 官公需適格組合証明の更新を受けたとき。

書類番号	提出書類等	区分
21	一般競争参加資格審査申請書変更届（建設工事）	様式7
25	届出が官公需適格組合証明の更新を受けた旨である場合 「更新された官公需適格組合証明書の写し」	—

(2) 官公需適格組合証明の内容が変更された場合等の取扱い

事業協同組合の特例扱いは、官公需適格組合証明を受けた建設工事の種類に対応する希望工事種別のうち、特例扱いを希望する希望工事種別について行うこととしています。

なお、次の場合には資格の認定を変更することがあります。

- ① 審査対象者がその要件に該当しなくなったとき。
- ② 官公需適格組合証明が取り消されたとき。
- ③ 官公需適格組合証明は更新されたが、証明された建設工事の種類が少なくなったとき。
- ④ 官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に更新を受けた旨の届出がないとき。

第9. その他

1. 経常建設共同企業体の内容等

(1) 経常建設共同企業体の要件

- ① 構成員の数は、原則として3社以内として下さい。
- ② 構成員の組合せは次の要件を満たすものとして下さい。
 - (A) 資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人による組合せであること。
 - (B) 同一の等級又は直近の等級に認知された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せであること。ただし、下位の等級業者等に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までに認定された有資格業者の組合せを認めることも差し

支えないものとする。

なお、これらの組合せの要件に適合している有資格業者の組合せが、以後において当該組合せの要件に適合しなくなった場合にも、継続的な協業関係を維持しているときに限り、当該組合せの要件に適合しているものとみなすものとする。

- ③ 全ての構成員が次の要件を満たすものとして下さい。
- (A) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれと同等として取り扱うことができるものとする。
 - (B) 工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあつては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が建設業法施行令第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、他の構成員いずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。
- ④ 出資比率要件は、全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとして下さい。
- ⑤ 代表者は、構成員において決定された者として下さい。
一つの企業が登録することができる経常建設共同企業体の数は、原則として1とします。
- ⑥ 一の企業としての登録の制限
同一の工事種別において、経常建設共同企業体として登録する場合には、当該経常建設共同企業の構成員の一の企業としての登録は取消すものとする。

(2) 経常建設共同企業体の点数調整の取扱いについて

- ① 合併等に関する合理的な計画が提出され、真に企業合併等に寄与すると認められる経常建設共同企業体については、経営事項評価点数及び技術評価点数を10%を基本に合理的と認められる範囲内でプラスに調整することができるものとし、これ以外の経常建設共同企業体については、経営事項評価点数及び技術評価点数の調整は行われませんので次の事項に留意して下さい。
- (A) 経常建設共同企業体のうち、いわゆるペーパー・ジョイント、施工実績が著しく劣る建設業者が構成員となっているものを除き、その構成員が次期の定期の一般競争参加資格の認定のときまでに合併契約を締結する旨を明らかにしたものについては、真に企業合併等に寄与すると認められるものとして、10%プラスの調整を行うものとします。
 - (B) (A)に基づいて10%プラスの調整の適用を受けた経常建設共同企業体の構成員が、次期の一般競争参加資格の認定のときまでに合併契約を締結していない場合は、当該者を構成員の一とする経常建設共同企業体に対しては、次期以降の一般競争参加資格の認定において、10%プラスの調整は行わないものとします。
 - (C) (A)に基づいて10%プラスの調整の適用を受けた経常建設共同企業体が、次期の定期の一般競争参加資格の認定のときより前に解散した場合（2社により構成される経常建設共同企業体にうち1社が倒産した場合等やむを得ないと認められる場合を除く。）等により、その構成員が組合せを変更し新たな経常建設共同企業体を申請してきた場合は、当該新たな経常建設共同企業体に対しては、一般競争参加資格の認定において、10%プラスの調整は行わないものとします。

- (D) 経常建設共同企業体のうち、その構成員が次期の定期に一般競争参加資格の認定の時までに事業の全部（建設業）の譲渡に係る契約を締結する旨を明らかにしたもの又は事業（建設業）に関する権利義務の全部を承継する吸収分割契約を締結する旨を明らかにしたもの等、合併契約を締結する旨を明らかにしたものと同等とみなし得るものについては、(A)から(C)について同様に取扱うこととします。

2. 特定建設共同企業体としての競争参加者の資格

特定建設共同企業体としての一般競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設共同企業体に参加できる工事ごとに公示しますので、それによって下さい。

3. 事業協同組合について

- (1) 事業協同組合の特例扱いを希望する事業協同組合は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。また、特例扱いは、事業協同組合の希望工事種別のうち、官公需適格組合の証明を受けた建設工事に対応する希望工事種別で、かつ、特例扱いを希望する旨を申し出た希望工事種別についてのみ行います。

(2) 審査対象者

事業協同組合の特例扱いを希望する場合には、事業協同組合の経営の内容等に加えて、組合員である建設業者のうちから最大10社の審査対象者のものも考慮されて審査が行われます。

審査対象者は、次の要件を満たしていることが必要です。この場合、審査対象者は10を超えることはできません。

- ① 当該組合の組合員であること。
- ② 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- ③ 当該希望工事種別に属する工事を施工することについて建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること。

4. 協業組合・企業組合について

協業組合とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立され、企業組合とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立されたものをいいます。

協業組合及び企業組合は、中小建設業者がその事業につき、協業して、施工能力の増大を図り建設工事の施工に当たることができる組織であり、ひいては中小建設業の体質の改善強化に資するものであることから、当分の間（設立から10年間）、申請した協業組合及び企業組合が施工実績に著しく劣る場合を除き、経営事項評価点数及び技術評価点数についてそれぞれ10%加算の調整を行うことができるものとしています。

5. グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者の取扱い

国土交通大臣が認定した企業集団の各々の工事種別において代表建設業者に限り、資格審査の申請を行うことができます。大臣の認定後3年未満は15%、3年以上5年未満は総合点数に10%の加算の調整を行うことができますものとしています。

6. 持株会社経営事項審査における結果に基づく建設業者の取扱い

国土交通大臣が認定した企業集団で持株会社化経営事項審査を取得した建設業者については、認定後3年間は10%の加算調整を行うことができますものとしています。

7. 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

建設工事の一般競争参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争参加資格の審査の申請を行うことができます。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の認定を受けていないときは、一般競争において一般競争参加資格が確認されない場合があります。

8. 合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の(1)から(5)までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争参加資格の審査の申請を行うことができます。

- (1) 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
- (2) 親会社はその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- (3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- (4) 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
- (5) 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

※ 1: 新規 01 2: 更新	※ 02 受付番号	※ 03 業者コード	※ 申請者 05 の規模	06 適格組 合証明	平成・令和 第 年 月 日
		04 建設業許可番号			号

一般競争参加資格審査申請書(建設工事)

令和5・6年度において、**日本下水道事業団**で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日
日本下水道事業団 理事長 殿

07 本社(店)郵便番号 - 08 法人番号

フリガナ

09 本社(店)住所

フリガナ

10 商号又は名称

11 役職

フリガナ

代表者氏名

フリガナ

12 担当者氏名

13 本社(店)電話番号

14 担当者電話番号

(内線番号)

15 本社(店)FAX番号 ※16 電子入札用ICカードの登録番号

17 メールアドレス

(18 代理申請時使用欄)

18 申請代理人 申請代理人 郵便番号

申請代理人 電話番号

申請代理人 住 所

申請代理人 氏 名

19 外資状況

1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %) (外資比率: %)
--------------------	-------------------------------------	--

20 営業年数 年

21 総職員数 (人)

22 設立年月日(和暦)

明治 大正 昭和 平成 令和
 年 月 日

23 みなし大企業

下記のいずれかに該当する 該当しない

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

注)会社の代表取締役等での申請、代理申請、代行申請いずれ場合も、**申請書に押印は不要です。**

様式 1

この申請書は、本店（本社）で作成して提出してください。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。なお、「※」の欄及び「斜線」部分には何も記載しないでください。

様式 1-1

- (1) 「01 新規・更新」、「02 受付番号」、「03 業者コード」、「05 申請者の規模」、「16 電子入札用 IC カードの登録番号」の各欄は、一切記載する必要はありません。
- (2) 「04 建設業許可番号」欄には、建設業の許可番号（8桁）を**総合評定値通知書**（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知された**総合評定通知書**で、申請日の直近のものをいう。）から転記してください。
- (3) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年 法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
 ※ 「07 本社（店）郵便番号」から「17 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載してください。
- (4) 「07 本社（店）郵便番号」欄には、本社（店）所在地の郵便番号を記載してください。
- (5) フリガナの欄は、カタカナで記載してください。
- (6) 「09 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載してください。
 なお、「09 本社（店）住所」欄の都道府県名表わす文字については、フリガナは記載しないでください。

ブンキョウクユシマ

東京都文京区湯島 2-31-27

- (7) 「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いてください。
 なお、「10 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす略号については、フリガナは記載しないでください。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	合同 会社	有限責任 事業組合	経常建設共 同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団 法人		一般社団 法人		公益財団 法人		公益社団 法人		特例財団 法人	特例社団 法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

ゲスイドウケンセツ

(株)下水道建設

- (8) 「11 役職」欄については、下記の役職名のうちから一つを選択して記載してください。
 なお、代表者の役職については、フリガナは不要です。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・取締役 ・取締役社長 ・代表取締役 ・代表取締役社長 ・代表取締役副社長 ・代表社員 ・代表者 ・代表理事 ・理事長 ・社長 ・副社長 ・無限責任社員 ・管財人 ・会長 ・その他 |
|--|

「11 代表者氏名」欄及び「12 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は 1 文字(全角)あけてください。代表者印等の押印は不要です。

なお、「12 担当者氏名」欄には、申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記入してください。

(例)

ゲスイ タロウ

下水 太郎

(9) 「08 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された**13桁の法人番号**を記載してください。

(10) 「13 本社（店）電話番号」、「14 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「15 本社（店）FAX番号」の各欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないでください。

(例)

03-6361-7804

(11) 「17 メールアドレス」欄については、当方からの業務上の連絡に対応でき得る（方の）アドレスを記載してください。

なお、メールアドレスを持っていない場合は、「なし」と記載してください。

(例)

jswa-o_k@2-co.jp

※ メールアドレス中、「大文字」、「小文字」、「-」、「_」、「.」等は明確に記載してください。

(12) 「18 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用してください。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載は不要です。

(13) 「19 外資状況」欄には、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1、2、3のいずれか）に「○」印を付するとともに、[] 内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。

なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

(14) 「20 営業年数」欄には、建設業法による建設業の許可又は登録を受けた日から審査基準日までの期間の年数（その年数に年末満の端数があるときは、これを切り捨ててください。）を、右詰めで記載してください。営業休止期間があるとき（建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）は、その休止期間を排除した期間の年数（その年数に年末満の端数があるときは、これを切り捨ててください。）を控除した期間の年数を記載してください。

また、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った場合又は建設業を譲り受けた場合で、変更前又は譲り受け前にすでに建設業の許可又は登録を有していたことがあるときは、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点としてください。

(15) 「21 総職員数（人）」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあっては、その者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載してください。

(16) 「22 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載してください。

(17) 「23 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「該当しない」にレ点を入れてください。

提出年月日を記入してください。

許可を受けている建設業の許可番号(8桁)を記入してください。

【様式1-1】記載上の注意点(共通)

※1:新規 01:更新	※02 受付番号	※03 業者コード 04 建設業許可番号	※申請者 05 の規模	06 適格組 合証明 第 号	平成・令和 年 月 日
----------------	----------	-------------------------	----------------	----------------------	-------------

一般競争参加資格審査申請書(建設工事)

令和5・6年度において、日本下水道事業団で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日
日本下水道事業団 理事長 殿

(事業協同組合の場合) 特例計算を希望します。一般土木工事 建築工事

※事業協同組合の特例扱いを希望する場合は、記載例のように特例扱いを希望する旨及びその希望工事種別を添書きしてください。

07 本社(店)郵便番号 08 法人番号

フリガナ

09 本社(店)住所

フリガナ

10 商号又は名称

11 役職

フリガナ 代表者氏名

12 担当者氏名

フリガナ

13 本社(店)電話番号

14 担当者電話番号 (内線番号)

15 本社(店)FAX番号

※16 電子入札用ICカードの登録番号

17 メールアドレス

(18 代理申請時使用欄)

18 申請代理人 申請代理人 郵便番号 申請代理人 住所 申請代理人 氏名 申請代理人 電話番号

19 外資状況

1 外国籍会社 [国名 :]	2 日本国籍会社 [国名 :] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名 :] (外資比率: %)	[国名 :] (外資比率: %)
---------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------

20 営業年数 年

21 総職員数 (人)

22 設立年月日(和暦) 明治 昭和 平成 令和 年 月 日

23 みなし大企業

下記のいずれかに該当する 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。
注)会社の代表取締役等での申請、代理申請、代行申請いずれ場合も、申請書に押印は不要です。

押印は不要です

押印は不要です

申請内容について責任をもって答えることのできる方の氏名と電話番号を記載してください。

【様式1-1】記載上の注意点(経常建設共同企業体の場合)

※1:新規 01:更新	※02 受付番号	※03 業者コード 04 建設業許可番号	※申請者 05 の規模	06 適格組 合証明 第 号	平成・令和 年 月 日
----------------	----------	-------------------------	----------------	----------------------	-------------

一般競争参加資格審査申請書(建設工事)

令和5・6年度において、日本下水道事業団で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日
日本下水道事業団 理事長 殿

経常建設共同企業体の名称を記載して下さい。

各構成員ごとの建設業許可番号(8桁)を経営事項審査結果通知書から転記してください。

07 本社(店)郵便番号 08 法人番号

フリガナ

09 本社(店)住所

フリガナ

10 商号又は名称

11 役職

フリガナ 代表者氏名

12 担当者氏名

フリガナ

13 本社(店)電話番号

14 担当者電話番号 (内線番号)

15 本社(店)FAX番号

※16 電子入札用ICカードの登録番号

17 メールアドレス

(18 代理申請時使用欄)

18 申請代理人 申請代理人 郵便番号 申請代理人 住所 申請代理人 氏名 申請代理人 電話番号

19 外資状況

1 外国籍会社 [国名 :]	2 日本国籍会社 [国名 :] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名 :] (外資比率: %)	[国名 :] (外資比率: %)
---------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------

20 営業年数 年

21 総職員数 (人)

22 設立年月日(和暦) 明治 昭和 平成 令和 年 月 日

23 みなし大企業

下記のいずれかに該当する 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

各社の平均値を記載して下さい。

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。
注)会社の代表取締役等での申請、代理申請、代行申請いずれ場合も、申請書に押印は不要です。

役職は「代表者」となります。

押印は不要です

各社の平均値を記載して下さい。

※ 受付番号

※ 業者コード

24	① 競争参加資格 希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局															合計				
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15					
完 成 工 事 高	01	一般土木工事																				
	02	建築工事																				
	03	建築機械設備工事																				
	04	建築電気設備工事																				
	05	流体機械設備工事																				
	06	下水処理設備工事																				
	07	汚泥焼却設備工事																				
	08	電気設備工事																				
	09																					
	10																					
	11																					
	12																					
	13																					
	14																					
	15																					
	その他																					
	合計																					

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。
総合評定値通知書等の「完成工事高」と本表の合計の数値が合わない場合がありますが、本表の「合計」には、01から08とその他を合算した数値を記載して下さい。

様式 1-2 の作成について

「24 完成工事高」の各欄については、次の点に注意してください。

- ① 「①競争参加資格希望工種区分」の欄「01」から「08」までの希望する希望工種の欄に「○」を記入してください。
なお、希望工事種別は、当該工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けているものに限られます（第1. 工事種別の表を参照してください。）。
- ② 「②年間平均完成工事高」の欄には、希望する工事種別ごとに年間平均完成工事高（消費税は除く）を記載してください。
なお、申請者が経常建設共同企業体及び事業協同組合で特例扱いを希望する場合は登録を希望する工事種別ごとに、各構成員（事業共同組合の場合は組合本体と審査対象者）の年間平均完成工事高を合計した金額を記載してください。
また、「②年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じです。
また、希望工事種別「流体機械設備工事」、「下水処理設備工事」及び「汚泥焼却設備工事」に関しては、それぞれ総合評定値通知書の「機械器具設置」と「水道施設」の年間平均完成工事高を足し合わせたものになり、希望工事種別「電気設備工事」に関しては総合評定値通知書の「電気」と「電気通信」の年間平均工事高を足し合わせた数字になるので注意してください。
- ③ 「③ 申請を希望する部局」の欄については、記載しないで下さい。
- ④ 「その他」の欄には、希望する工事種別以外の工事の年間平均完成工事高を記載してください。ただし、その他の工事の年間平均完成工事高には、建設工事以外の請負契約（測量・建設コンサルタント等）及び物品の販売等の兼業売上高は含みません。
- ⑤ 「合計」の欄には、希望する工事種別の年間平均完成工事高及びその他の完成工事高の合計を記載してください。
なお、この様式1-2の各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は総合評定値通知書における各建設業法許可工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値と合わない場合がありますが、この様式1-2における「合計」数値は、単純に各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載してください。

様式1-2

記載上の注意点

総合評定値通知書

〒999-9999 国土交通大臣許可
 △△県△市△町1-1-1 審査基準日
 電話番号
 市区町村コード
 資本金
 完成工事高/売上高(%)

○建設業
 ×× × 殿

総合評点 $P = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$

建設工事の種類	総合評点値 (P)	完成工事高	
		2年平均	評点 (X1)
土木一式	812	114,217	724
プレストレストコンクリート	709	0	397
建築一式	737	56,477	655
大工			
左官			
とび・土工・コンクリート			
法面処理			
石			
屋根			
電気	995	731,897	959
管	724	4,148	451
タイル・れんが・ブロック			
鋼構造物			
鋼橋上部			
鉄筋			
ほ装	795	94,050	704
しゅんせつ			
板金			
ガラス			
塗装			
防水			
内装仕上			
機械器具設置	755	301,007	842
熱絶縁			
電気通信	802	125,080	785
造園			
さく井			
建具			
水道施設	816	11,557	536
消防施設			
清掃施設			
解体			
その他			
完成工事高合計		1,438,433	

※受付番号	※業者コード
19	① 競争参加資格
	② 年間平均完成工事高
	希望工種区分
	①希望工種は○を記入してください。
01	○ 一般土木工事 114,217
02	○ 建築工事 56,477
03	○ 建築機械設備工事 4,148
04	○ 建築電気設備工事 731,897
05	○ 流体機械設備工事 312,564
06	○ 下水処理設備工事 312,564
07	○ 汚泥焼却設備工事 312,564
08	電気設備工事 856,977
	(05)~(07)には、『機械器具設置』と『水道施設』の合計額
	(08)には、『電気』と『電気通信』の合計額
	希望工種に対応していない経審結果通知書における平均完成工事高については「その他」に合計を記入して下さい。
	その他 94,050
	合計 2,795,458

総合評定値通知書の「完成工事高合計」と様式1-2の「年間平均完成工事高」の合計の数値が合わない場合がありますが、そのまま合計額を記載してください。

建設業法の工事(許可)の種類 と 日本下水道事業団 工事種別 対照表

建設業法の工事(許可)の種類	工事種別番号	日本下水道事業団 工事種別
土木一式工事(土木工事業)	01	土木一式工事(土木工事業)
建築一式工事(建築工事業)	02	建築工事
管工事(管工事業)	03	建築機械設備工事
電気工事(電気工事業)	04	建築電気設備工事
機械器具設置工事(機械器具設置工事業) 又は 水道施設工事(水道施設工事業)	05	流体機械設備工事
機械器具設置工事(機械器具設置工事業) 又は 水道施設工事(水道施設工事業)	06	下水処理設備工事
機械器具設置工事(機械器具設置工事業) 又は 水道施設工事(水道施設工事業)	07	汚泥焼却設備工事
電気工事(電気工事業) 又は 電気通信工事(電気通信工事業)	08	電気設備工事

※ 工事内容は、P1「第1.工事種別」を参照してください。

様式2 営業所一覧表の記載要領

本表は、申請日現在で作成してください。記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載してください。

なお、「※」の欄及び「斜線」部分には何も記載しないでください。

また、申請者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体としての連絡先を記載してください。

- ① 「番号」の欄には、1から連番を記載してください。
- ② 「営業所名称」の欄には、経営事項審査を受けた建設業許可業種を有している全ての本店又は支店等営業所の名称を記載してください。その際、登記簿上の本店の名称を一番最初に記載してください。
- ③ 「所在地」の欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで都道府県名から記載して下さい。
また、丁目、番地は「-（ハイフン）」により省略して記載してください。
- ④ 「電話番号・FAX番号」の欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記入することとし、市外局番、市内局番及び番号は「-（ハイフン）」で区切ってください。
- ⑤ 「建設業許可業種（上段）」の欄には、「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付してください。

ただし、建設業許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種には「○」印を付さないでください。

なお、日本下水道事業団の業者登録に必要な「**土 建 電 管 機 通 水**」以外の業種については、○印を記載する必要はありません。

- ⑥ 「営業区域（下段）」の欄には、何も記載しないでください。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード*	振興局コード*	許可年月日
許可番号	01	3	国土交通大臣 知事	許可(一般-) 第 5 号 令和 年 月 日
申請の区分	02	3	(1.新 規 2.許可換え新規 3.一般・特新規 4.業 種 追 加 5.更 新 6.一般・特新規+業種追加 7.一般・特新規+更新 8.業 種 追 加 + 更 新 9.一般・特新規+業種追加+更新)	許可の有効 期間の調整 (1. する) 2. しない
申請年月日	03	3	令和 年 月 日	

許可を受けようとする建設業	04	3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般) 2. 特定
申請時において既に許可を受けている建設業	05	3		
商号又は名称のフリガナ	06	3		
商号又は名称	07	3		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08	3		
代表者又は個人の氏名	09	3		支配人の氏名 _____
主たる営業所の所在地市区町村	10	3	都道府県名 _____ 市区町村名 _____	
主たる営業所の所在地	11	3		
郵便番号	12	3		電話番号 _____
			ファックス番号 _____	

法人又は個人の別	13	3	(1. 法人) (2. 個人)	資本金額又は出資総額 (千円) _____	法人番号 _____
兼業の有無	14	3	(1. 有) (2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類 _____	

許可換えの区分 15 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)

旧許可番号	16	3	大臣 知事	コード*	振興局コード*	国土交通大臣 知事	許可(一般-) 第 5 号 平成 年 月 日
-------	----	---	----------	------	---------	--------------	-------------------------

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

ファックス番号 _____

書類番号5
添付書類
納税証明書その3等①

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）… 個人、法人兼用
（未納の税額のないことの証明用）

- ※ 個人の場合… 「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」
 - ※ 法人の場合… 「法人税」、「消費税及び地方消費税」
- で未納の税額がないことの証明を所管税務署において受けて下さい。

<p>納 税 証 明 書 （その3・未納税額の無い証明用）</p>	
住所（所在地） 氏名（名称）	
<p>〇〇〇税について未納の税額はありません。 △△△税について未納の税額はありません。</p> <p>対象となる税目が不足なく記載されている必要があります。 不足している場合は、不受理となりますので、ご注意ください。</p>	
第 号	
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
令和 年 月 日	
税務署長 財務事務官	印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2）… 個人の場合
（「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納 税 証 明 書

（その3の2・「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（所在地）
氏名（名称）

- 1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありませぬ。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありませぬ。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）… 法人の場合
（「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

<p>納 税 証 明 書 （その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 について未納税額の無い証明用）</p>
住所（所在地） 氏名（名称） 代表者
<p>1 法人税について未納の税額はありません。</p> <p>2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。</p> <p style="text-align: center;">以 下 余 白</p>
第 号
上記のとおり、相違ないことを証明します。 令和 年 月 日
税務署長 財務事務官
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">印</div>

※ 納税証明書は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

様式3

受 付 票

受付番号

※

殿

令和5・6年度一般競争参加資格審査申請書については、本日受付しました。

令和 年 月 日

日本下水道事業団

経営企画部 会計課

受付印

注) ※印のところに商号又は名称を記載してください。

様式4 経常建設共同企業体協定書の写し

〇〇・〇〇経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

原則として2年以上としてください。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和・平成 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

原則として12ヶ月以上としてください。

2 前項の存続期間は、構成員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社 をもって代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び工事監督者等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第8条 当企業体構成員の出資割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に参入する。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算をするものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果、利益を生じたときは、利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担）

第14条 決算の結果、欠損を生じたときは、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により

構成員が欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、これを第三者に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員の承諾がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成させる。

3 第1項の構成員の脱退があった場合の残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を第8条による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損を生じた場合には、脱退した構成員の出資金からその構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規程により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員が破産又は解散した場合の処置)

第17条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定書を締結したので、その証拠として本協定書〇通を作成し、それぞれに構成員が**記名捺印**し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者

所在地
商号又は名称
代表者

※ 受付番号

※ 業者コード

共同企業体等調書(その1)

建設工事の種類	技 術 職 員 数																								合計	※評点 (Z1)												
	1 級						講習受講						監理補佐						基 幹								2 級						そ の 他					
	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計			①	②	③	④	⑤	⑥or計						
01 一般土木工事																																						
02 建築工事																																						
03 建築機械設備工事																																						
04 建築電気設備工事																																						
05 流体機械設備工事																																						
06 下水処理設備工事																																						
07 汚泥焼却設備工事																																						
08 電気設備工事																																						
09																																						
10																																						
11																																						
12																																						
13																																						
14																																						
15																																						
合計																																						

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥ or 計	※数値	※点数	※合計	※評点 (X2)
自己資本額										
利益額										
経営状況							※ 評 点 (Y)			
その他の評価項目							※ 評 点 (W)			

※ 受付番号

※ 業者コード

共 同 企 業 体 等 調 書 (そ の 2)

建設工事の種類	技 術 職 員 数																											合計	※評点 (Z1)										
	1 級						講習受講						監理補佐						基 幹						2 級						そ の 他								
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨			⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	
01 一般土木工事																																							
02 建築工事																																							
03 建築機械設備工事																																							
04 建築電気設備工事																																							
05 流体機械設備工事																																							
06 下水処理設備工事																																							
07 汚泥焼却設備工事																																							
08 電気設備工事																																							
09																																							
10																																							
11																																							
12																																							
13																																							
14																																							
15																																							
合 計																																							

区 分	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	※数値	※点数	※合計	※評点 (X2)
自己資本額										
利益額										
経営状況							※ 評 点 (Y)			
その他の評価項目							※ 評 点 (W)			

※ 受付番号

※ 業者コード

共 同 企 業 体 等 調 書 (そ の 3)

建設工事の種類	元 請 完 成 工 事 高					※or計	※評点	※評点(Z)
	①	②	③	④	⑤		(Z2)	(Z1+Z2)
01 一般土木工事								
02 建築工事								
03 建築機械設備工事								
04 建築電気設備工事								
05 流体機械設備工事								
06 下水処理設備工事								
07 汚泥焼却設備工事								
08 電気設備工事								
09								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
合 計								

※ 受付番号

※ 業者コード

共 同 企 業 体 等 調 書 (そ の 4)

建設工事の種類	元 請 完 成 工 事 高					計	※ 評点	※ 評点 (Z)
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		(Z2)	(Z1 + Z2)
01 一般土木工事								
02 建築工事								
03 建築機械設備工事								
04 建築電気設備工事								
05 流体機械設備工事								
06 下水処理設備工事								
07 汚泥焼却設備工事								
08 電気設備工事								
09								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
合 計								

様式5-1～4 共同企業体等調書の記載要領

本調書は、申請者が経常建設共同企業体又は事業共同組合で特例扱いを希望する場合に提出するものです。

申請するにあたっての要件等については、経常建設共同企業体にあつては「第9. 1 経常建設共同企業体の内容等」を、事業協同組合で特例扱いを希望する場合は「第9. 3 事業協同組合について」を参照してください。

経常建設協同企業体又は、事業協同組合で特例扱いを希望し組合本体のほか審査対象者が4事業者までの場合には、「様式5-1 共同企業体等調書(その1)」及び「様式5-3 共同企業体調書(その3)」を作成してください。

事業協同組合で特例扱いを希望し、組合本体のほか審査対象者が5事業者以上の場合には「様式5-1 共同企業体等調書(その1)」、「様式5-2 共同企業体等調書(その2)」、「様式5-3 共同企業体等調書(その3)」及び「様式5-4 共同企業体等調書(その4)」を作成してください。

なお、「※」の欄には何も記載しないでください。

- ① 経常建設共同企業体又は事業協同組合で特例扱いを希望して申請する場合は、希望する建設工事の種類番号(例えば「01」「02」)を選択し、「○」で囲んで下さい。
- ② 「技術職員数」欄には、総合評点値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数(希望工事種別が「流体機械設備工事」、「下水処理設備工事」、「汚泥焼却設備工事」及び「電気設備工事」の場合は、希望工事種別に対応する総合評点値通知書の建設工事の種類別の最も大きい技術職員数)を、経常建設共同企業体にあつては構成員ごとに、事業協同組合で特例扱いを希望する場合にあつては、組合本体及び審査対象者ごとに、1級、講習受講、監理補佐、基幹、2級及びその他の「①」から「⑩」の各欄にそれぞれ転記してください。
また、経常建設共同企業体又は、事業協同組合で特例扱いを希望し組合本体のほか審査対象者が4事業者までの場合には①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or 計」欄に記載し、事業協同組合で特例扱いを希望し、組合本体のほか審査対象者が5事業者以上の場合には、①から⑩までの各欄の合計数値を「計」欄に記載してください。
- ③ 「自己資本額及び利益額」欄には、総合評点値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段、「利益額」欄に記載されている数値を段にそれぞれ上記②の区分により転記して下さい。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記②の方法により記載して下さい。
- ④ 「経営状況」欄には、総合評点値通知書の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を経常建設共同企業体にあつては、構成員ごとに、事業協同組合で特例扱いを希望する場合にあつては、組合本体及び審査対象者ごとに上記②の区分により転記して下さい。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記②の方法により記載して下さい。
- ⑤ 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄の「評点(W)」欄に記載されている点数を上記②の区分により転記して下さい。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記②の方法により記載して下さい。
- ⑥ 「元請完成工事高」欄には、経常建設共同企業体の構成員(事業協同組合で特例扱いを希望する場合は組合本体と審査対象者)の総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を、上記②の区分により転記して下さい。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記②の方法により記載して下さい。

審査対象一覧表

建設業の 許可番号 (8桁)	審査対象者		特例扱いを希望する希望工事種別			
	商号又は名称 代表者氏名	住所 電話番号	資格認定公表 年月日	工事	工事	工事

※ 「特例扱いを希望する希望工事種別」の欄の「○」は当該希望工事種別の審査対象者であること、「-」は当該希望工事種別の審査対象者でないことを表します。

審査対象一覧表

建設業の 許可番号 (8桁)	審査対象者		特例扱いを希望する希望工事種別			
	商号又は名称 代表者氏名	住 所 電 話 番 号	資格認定公表 年月日	工事	工事	工事
〇〇－ 〇〇〇〇〇〇	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇県〇〇市… Tel.〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇	○	○	○	○
〇〇－ 〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇組 代表取締役社長 〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡〇〇町… Tel.〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇	○	—	○	○
〇〇－ 〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇建設 取締役社長 〇〇〇〇	〇〇県〇〇〇市… Tel.〇〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇	○	—	—	○

※ 「特例扱いを希望する希望工事種別」の欄の「○」は当該希望工事種別の審査対象者であること、「—」は当該希望工事種別の審査対象者でないことを表します。

一般競争参加資格審査申請書変更届(建設工事)

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

登録工事種別名
 資格認定公表年月日 令和 年 月 日
 業 者 番 号 第 号
 法 人 番 号
 住 所 〒

商号又は名称
 代表者氏名

下表のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約日(当初)及び契約件名を記載して下さい。
- 3 会社の代表取締役等での申請、代理申請、代行申請いずれ場合も、**申請書に押印は不要です。**

記載例

一般競争参加資格審査申請書変更届(建設工事)

令和 年 月 日

変更届の提出日

日本下水道事業団 理事長 殿

有資格者名簿に記載される「工事種別」

登録工事種別名

有資格者名簿アイウエオ順に記載される「認定日」と「業者コード」(5桁まで)

資格認定公表年月日 令和 年 月 日

業者番号 第 号

法人番号

住所 〒

国税庁から通知された13桁の法人番号

商号又は名称

代表者氏名

押印不要

下表のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
・代表者名変更	〇〇 〇〇	×× ××	変更年月日
・本社住所変更	〒113-0034 東京都文京区湯島〇—〇〇—〇〇	〒113-0034 東京都文京区湯島×—××—××	

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約日(当初)及び契約件名を記載して下さい。
- 3 会社の代表取締役等での申請、代理申請、代行申請いずれ場合も、**申請書に押印は不要です。**

受付印が必要な場合は、変更届の写しと返信用封筒(切手添付)を同封してください。切手の添付がない封筒では、返送できません。

代表者氏名の変更、本社住所の変更の場合は、商業登記簿の謄本(又は抄本)の写しの添付が必要です。変更事項により、添付書類が異なります。添付書類が不要な場合もあります。日本下水道事業団HPを参照してください。

(第二面)

区 分 (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の 3. 従たる営業所の 4. 従たる営業所の)

許 可 番 号